

# 健康保険・年金 脱退連絡票

(本人・家族用)

あなたは、これまで勤めていた事業所を退職、又は被扶養者の認定が除外されたため、健康保険の資格を喪失（厚生年金・共済年金加入の方は国民年金に種別変更）することになりましたので、事業所の健康保険の資格喪失後14日以内に裏面脱退証明書（又は退職日の確認できる書類）を持って、下記のとおり国民健康保険加入（国民年金への切換え）の届出をしてください。

国民健康保険の加入の届出が遅れると、その間の医療費は、届出が遅れたことにやむを得ない理由があると認められた場合を除き、全額自己負担となります。脱退証明書の発行が遅れる等により届出が14日を過ぎる恐れがある場合は、必ず14日以内に久御山町役場国保健康課にご相談ください。また、届出の遅延にかかわらず、国民健康保険税は退職日の翌日の属する月までさかのぼって納めていただかなくてはなりませんので、ご注意ください。

## 記

- 1 届出先 久御山町役場 1階 4番 国保健康課
- 2 持参するもの
  - (1) 脱退証明書（又は退職日の確認できる書類）  
※被扶養者がいる場合は、被扶養者の資格喪失日のわかるもの
  - (2) 本人であることを証明するもの（運転免許証、パスポート等）
  - (3) マイナンバーのわかるもの（個人番号の通知カード等）
  - (4) 認め印
  - (5) 年金手帳（配偶者が年金手帳をお持ちの場合は、ご夫婦の分）

※ 国民健康保険税のお支払いは、原則として口座振替でお願いします。次の金融機関から口座振替を利用される方は、加入手続き時にキャッシュカードを窓口にお持ちいただければ、その場で口座振替の手続きをすることができます。

【対象金融機関（平成30年4月現在）】

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行

※ 事業所において、被保険者期間が継続して2か月以上ある方（健康保険組合・共済組合の方は異なる場合があります。）が退職後20日以内に申請すると在職時の健康保険の任意継続ができます。詳しくは、全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県支部、健康保険組合又は共済組合にお問い合わせください。

※ 本人又は同一世帯のご家族以外が届出をされる場合は、委任状が必要となります。

この様式は記入前であればコピーして使用することができます

# 健康保険 脱退証明書 共済組合

被保険者 (組合員)	住 所				
	氏 名		生年月日	昭・平・令 年 月 日	
健康保険・共済組合員等の 資格喪失年月日		健保・共済 組 合 等	保 険 者 番 号		
令和 年 月 日 (注. 退職日の翌日です。)			保 険 証 記 号 番 号		
		基 礎 年 金 番 号			
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	被 保 険 者 と の 続 柄	被 扶 養 者 の 認 定 を 除 外 さ れ た 年 月 日	備 考
		昭・平・令 . .		令 . .	
		昭・平・令 . .		令 . .	
		昭・平・令 . .		令 . .	
		昭・平・令 . .		令 . .	
被保険者が後期高齢者医療制度に加入したため、被扶養者が脱退する場合は 左欄に「○」を記入してください。					

(あて先)

久御山町長

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

保険者(事業所)

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

☎ ( ) -

### 【記入についてのお願い】

記入される際には、次の点にご注意ください。

- この証明については、必ず保険者(事業所)で記入、押印してください。
- 退職の場合、資格喪失年月日は退職日の翌日です。